

## 日本共産党議員団 研修報告書

### 1 日付

令和7年8月4日（月）

### 2 研修項目

- (1) 交通空白と地域公共交通の役割①
- (2) 交通空白と地域公共交通の役割②

### 3 研修の目的

- (1) なぜ公共交通が必要なのかを明らかにする
- (2) 地域公共交通についての法制度について

### 4 研修場所

オンラインによる受講

### 5 参加者

久野たき

### 6 研修内容

講師：井原雄人氏（早稲田大学スマート社会技術融合研究機構  
電動車両研究所 客員准教授）

#### (1) 交通空白と地域公共交通の役割①

##### ア 地域が置かれている現状

高齢化率が上昇しているとともに、人口が減少していることが問題。  
移動の問題が、家庭の問題に隠されている。（通勤・通学などの送迎の  
問題）

##### イ 地域公共交通の負のスパイラル

公共交通の利用の減少➡家庭での車の保有が増えている  
サービス水準の低下➡減便や運賃の値上げ

##### ウ 運転手不足

そもそも人手不足が言われる中で、労働時間が長い、賃金が安い、特  
殊な勤務形態（交代制勤務など）などで運転手不足が生じている。それ  
らに対し、自治体やバス会社などで支援策がとられている。

##### エ 公共交通空白地域の拡大

##### オ 地域公共交通の果たすべき役割と価値

###### (ア) 地域住民の移動手段の確保

(イ) コンパクトシティネットワークの実現などで移動手段があること  
によって得られる価値

(ウ) 通学定期の補助や観光客の公共交通利用などによって中心市街地の  
活性化も見込める。

例：高校生のバス通学支援（中津川市）

30%がバス通学した結果、事業者収益の半分は通学定期券  
例：商店との連携によるにぎわいの創出（松本市）

運行側が費用負担しないインセンティブによる利用促進

(エ) 公共交通ネットワークの整備による健康への効果

多くの疾患において公共交通分担率が向上するほど徒歩圏が拡大し  
受療率が低減→医療費削減に貢献

(オ) 立地適正化計画との連携によるコンパクトプラスネットワーク

## (2) 交通空白と地域公共交通の役割②

### ア 地域公共交通関連の法制度の変遷

(ア) 規制緩和が進められた。

規制緩和で公共交通は良くならなかったのでは。

(イ) 地域公共交通会議と法定協議会

ここで協議が整えば、法改正をしなくても公共交通について、大半  
の事が実施可能となる。

### イ 2020年の法改正

(ア) 法改正により、地域公共交通計画の策定が（努力）義務化された。

より良いサービスとするため、具体的なサービスの中身を書くことと  
している。書くべき項目としては、基本方針、計画の区域、計画の目  
標、計画期間、事業主体など。

計画策定が補助金交付の条件となっている。移動する目的により異  
なる交通圏・生活圏や、移動の仕組みの分類、地域に合わせた交通サ  
ービスの組合せ、公的負担の数値目標の設定なども計画に入れる。

(イ) 地域公共交通利便増進事業の創設

(ウ) 独禁法の適用除外

(エ) 地域旅客輸送サービス継続事業の創設

### ウ 2023年地域交通法の改正

(ア) ローカル鉄道再構築に関する仕組み

(イ) バス・タクシー等の再構築に関する仕組みの拡充

(ウ) 地域公共交通再構築事業（社会資本整備総合交付金）

(エ) 運賃等の協議の取扱いの変更（運賃協議会）

## 7 所感

公共交通の必要性を再確認できた。高齢者のみならず外出時の手段として公  
共交通は、もっと充実する必要がある。そのための地域公共交通計画の策定が  
重要である。そこに、利用者である市民の意見をどのように反映させるかがポ  
イントではないかと思う。仁淀川町の例から、きめ細かい運行を実現するため

には、何が必要かなども探っていきたいと感じた。また、少子高齢化が進む中で、国は地方の公共交通に対し、財政的な支援を強めるべきだと思う。

市民からあいあいバスなどへの要望が多く寄せられている。この研修を議員活動に生かしていきたい。